

J R 藤沢駅北口鉄道用地の高架歩道に関する運用事務取扱要綱

この要綱は、昭和63年3月31日付け藤沢駅北口駅前広場の管理運営に関する協定書（以下「本協定書」という。）及び2022年（令和4年）12月27日付け「藤沢駅北口駅前広場の管理運営に関する協定書」第7条における実施細目及び第8条に係わる取扱い細目確認書（以下「本確認書」という。）に基づき藤沢市が管理する高架歩道（以下「高架歩道」という。）について、運用に関する必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 高架歩道における催事やイベント等の活用については、本確認書の規定の範囲内で弾力的な運用を図り、もって藤沢駅周辺の賑わいの創出や地域活性化に寄与することを目的とする。

（許可基準）

第2条 本確認書第3条（高架歩道上の許可及び承認）に定める第三者の使用について、「公共性が高く、かつ、歩行者の通行及び東日本旅客鉄道株式会社の駅業務等に支障がないと認めた場合」等の許可基準は、次のとおりとする。

- (1) 公共性が高いとは、実施主体が次のものとする。
 - ア 国又は地方公共団体が主催するもの。
 - イ 国又は地方公共団体が共催するもの。
 - ウ 国又は地方公共団体が後援するもの。
- (2) 歩行者の通行に支障がないとは、次の事項を全て満たすものとする。
 - ア デッキの構造及び通行に支障を及ぼさない範囲であること。
 - イ 十分な歩行空間が確保され、通行の安全性に配慮されていること。
 - ウ 視覚障がい者誘導ブロックが設置されている箇所は、必要な歩行空間が確保されていること。
- (3) 使用物件は、周辺の景観等を妨げるものでなく、また、高架歩道において収益を上げない行為とする。

ただし、藤沢市民まつり、藤沢ワイン祭りその他これに類する行為で、サンパール広場の一体利用が認められるものについては、この限りでない。

（高架歩道の運用範囲等）

第3条 本協定書に基づき、藤沢市が主管となり行う通常の使用方の指示に係る本確認書第4条（禁止行為）の運用は、次のとおりとする。

ただし、本協定書第8条（許可及び承認）及び第9条（広告類の規制）並びに本確認書第3条（高架歩道上の許可及び承認）などにより許可又は承認したものは、この限りではない。

- (1) 物品の販売、広告物の配布その他これらに類する行為
 - ア 物品の販売は、営利を目的とした物品、自作の絵画や革細工などを屋台や

露店等で販売する行為を指し、これを禁止する。ただし、販売であっても、社会福祉活動に寄与するものは、この限りではない。

イ 広告物の配布とは、営利目的のビラを配布することを指し、これを禁止する。

ウ 募金活動、表現活動及び政治活動などは、当該地は一般公衆が自由に出入りでき公衆の表現の場であるため、慈善活動や表現の自由の観点から、通行に支障を及ぼすおそれがない限り、禁止しない。

(2) 催事、興行その他これらに類する行為

催事、興行その他これらに類する行為は、特別に行われる催し、恒例的に行われる催しや有料で見物に供する催しを指し、これを禁止する。

(3) 高架歩道への自転車等の乗り入れ

自転車等の乗り入れは、高架歩道に乗ったまま入ることを指し、歩行者が多く危険を伴うため、禁止する。

(4) 喫煙

喫煙は、路上喫煙禁止区域内のため、全面禁止する。

(5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為

他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為は、拡声器等を用いて大音量で行う宣伝活動、囲いや運動用具等によって通行を阻害する行為及びこれらに類する行為を指し、これを禁止する。

(6) 管理上又は通行上支障を及ぼすおそれのある行為

横断幕、看板及びポスターの設置や掲出等による汚損及び施設を傷つける行為等を指し、これを禁止する。

(様式)

第4条 この要綱に必要な様式は、市長が別に定める。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。